# 令和８年度

# 雄物川水系渇水情報連絡会

# 【 定 例 会 】

日時 ： 令和８年６月１５日（月）
１５時３０分～１６時３０分
場所 ： 湯沢河川国道事務所 会議室
（Ｗｅｂ会議）
司会 ： 河川管理課長

## 次　　第

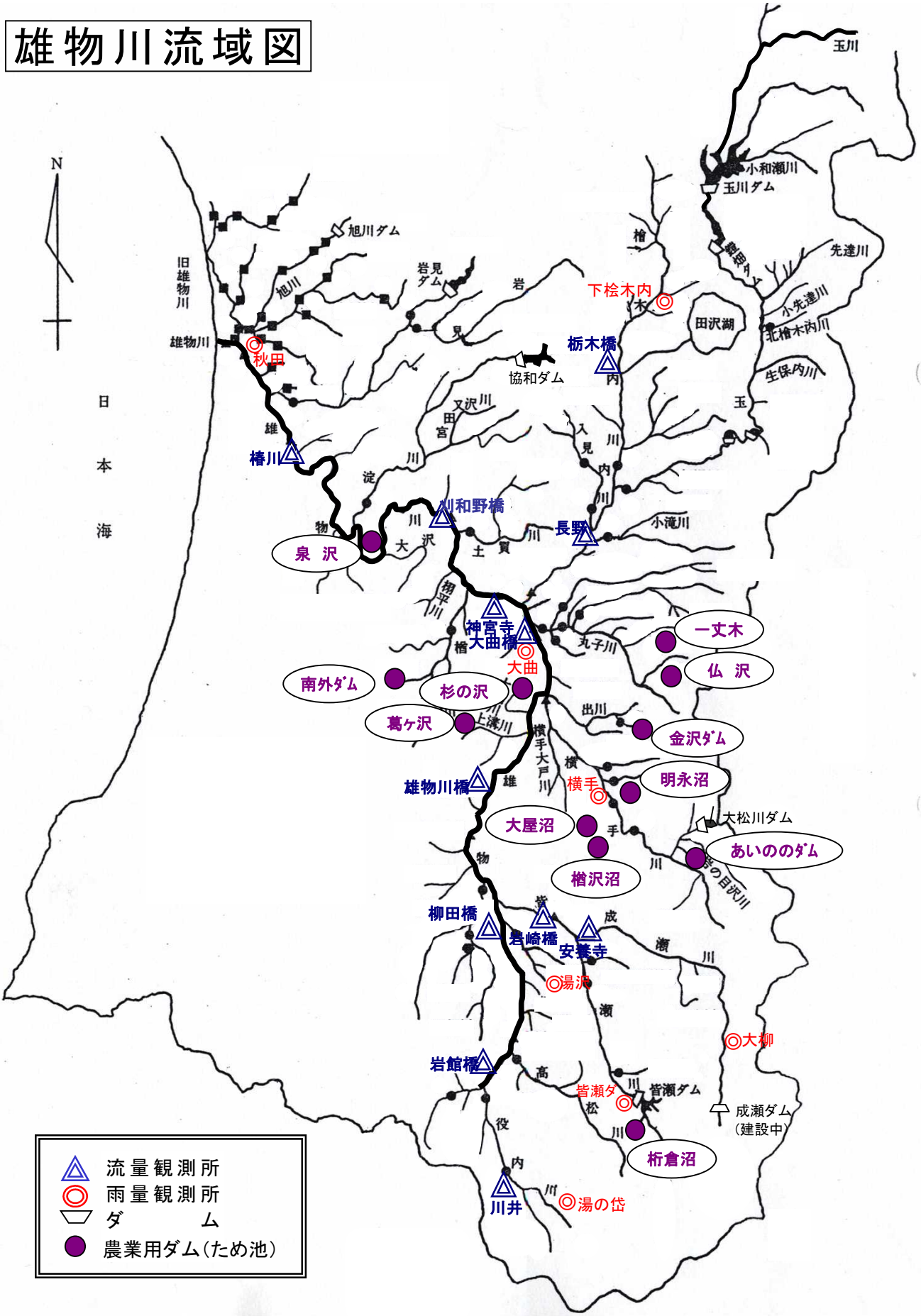
１．開　　会

２．議　　事　　議案－１　連絡会規約改正について　（事務局）
（資料－１）

３．情報共有　（１）雄物川水系の河川の流況について（事務局）
（資料－２）
（２）気象概況及び予報について　（秋田地方気象台）
（資料－３）
（３）ダムの貯水状況と今後の対応について（各ダム管理者）
（資料－４）
（４）取水状況について　（各利水者）
（資料－５）
※各利水者毎に、現在の取水状況等について簡単に
お話しいただくことで予定しております。
（５）その他

４．閉　　会

# 雄物川流域図


N
日本海
旧雄物川
雄物川
旭川ダム
旭川
岩見ダム
岩見川
秋田
椿川
泉沢
川和野橋
神宮寺
大曲橋
大曲
南外ダム
杉の沢
葛ヶ沢
雄物川橋
横手
大屋沼
楢沢沼
柳田橋
岩崎橋
安養寺
湯沢
岩館橋
川井
湯の岱
協和ダム
下桧木内
栃木橋
田沢湖
玉川
小和瀬川
玉川ダム
先達川
小先達川
北桧木内川
生保内川
長野
小滝川
一丈木
仏沢
金沢ダム
明永沼
大松川ダム
あいののダム
皆瀬ダム
成瀬ダム
(建設中)
桁倉沼
大柳
流量観測所
雨量観測所
ダム
農業用ダム(ため池)

# 雄物川水系渇水情報連絡会規約

（名称）

第１条　本会は、雄物川水系渇水情報連絡会（以下「連絡会」という。）と称する。

（目的）

第２条　連絡会は、雄物川水系の渇水時において、関係利水者間の調整協議が円滑に行われるようにするために、河川管理者及び利水者間の情報交換を積極的に行い、渇水時の合理的な水利用並びに河川環境の保全を図ることを目的とする。

（協議事項）

第３条　連絡会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議するものとする。

（１）水利用の実態に関する情報交換

（２）水利用の実態把握のための連絡体制に関すること

（３）河川流況及び水質等河川環境の保全に関する情報交換

（４）合理的な水利用の方策に関すること

（５）その他必要と認められる事項に関すること

（組織）

第４条　連絡会は、別表－１に掲げるものによって組織する。

２、連絡会に、会長１名及び副会長１名を置くものとする。

３、会長は、連絡会を代表し、会務を掌理するものとし、東北地方整備局湯沢河川国道事務所長をもってこれにあてる。

４、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行するものとし、秋田県建設部河川砂防課長をもってこれにあてる。

５、連絡会は、必要に応じ、別表－１に掲げる以外の、利水者及び関係機関を参加させることができる。

（会議の招集）

第５条　連絡会は、第３条に定める協議事項を処理するため、以下に示す段階において会長が召集する。

（１）毎年度（定例会）

（２）会長が必要と認めたとき

（部会）

第６条　連絡会に部会を置く。

２、部会は、雄物川上流部と雄物川下流部とする。

３、部会に部会長を置き、東北地方整備局湯沢河川国道事務所長を上流部会長、

東北地方整備局秋田河川国道事務所長を下流部会長とする。

４、部会長は、必要と認めたとき部委員を召集し、連絡会に準じた部会務を掌理することができる。

（事務局）

第７条　連絡会の事務を行うため事務局を置く。

２、事務局は、東北地方整備局湯沢河川国道事務所河川管理課に置く。

３、下流部事務局を東北地方整備局秋田河川国道事務所河川管理課に置く。

４、渇水に関する情報連絡並びに記者発表については、上流事務局である湯沢河川国道事務所が行う。

（規約の改正）

第８条　この規約を改正する必要があると認めるときは、委員の同意を得てこれを行うことができる。

（雑則）

第９条　この規約に定めるものの他、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付則　この規約は、平成１８年６月５日から適用する。
付則　この規約は、平成２２年５月３１日から適用する。
付則　この規約は、平成２３年６月２２日から適用する。
付則　この規約は、平成２４年６月２２日から適用する。
付則　この規約は、平成２４年９月２０日から適用する。
付則　この規約は、平成２６年６月２７日から適用する。
付則　この規約は、平成２７年６月１７日から適用する。
付則　この規約は、平成２７年７月９日から適用する。
付則　この規約は、平成２９年７月１１日から適用する。
付則　この規約は、平成３０年６月２９日から適用する。
付則　この規約は、平成３０年８月３日から適用する。
付則　この規約は、令和２年５月２７日から適用する。
付則　この規約は、令和３年６月１０日から適用する。
付則　この規約は、令和４年６月６日から適用する。
付則　この規約は、令和５年５月３１日から適用する。
付則　この規約は、令和６年５月３１日から適用する。
付則　この規約は、令和７年６月１０日から適用する。
付則　この規約は、令和８年６月１５日から適用する。

別表－1

# 雄物川水系渇水情報連絡会　役員名簿

| 役員等 | 機　　関　　名 | 役　職 | 上流部会 | 下流部会 |
|---|---|---|---|---|
| 会　長 | 東北地方整備局　湯沢河川国道事務所 | 事務所長 | | |
| 副会長 | 秋田県　建設部　河川砂防課 | 河川砂防課長 | ○ | ○ |
| 部会長 | 東北地方整備局　秋田河川国道事務所 | 事務所長 | | ○ |
| 〃 | 東北地方整備局　湯沢河川国道事務所 | 事務所長 | ○ | |
| 委　員 | 東北地方整備局　玉川ダム管理所 | 管理所長 | ○ | ○ |
| 〃 | 東北地方整備局　秋田河川国道事務所 | 副所長 | | ○ |
| 〃 | 東北地方整備局　湯沢河川国道事務所 | 副所長 | ○ | |
| 〃 | 東北地方整備局　成瀬ダム工事事務所 | 副所長 | ○ | |
| 〃 | 秋田地方気象台 | 防災管理官 | ○ | ○ |
| 〃 | 東北農政局　西奥羽土地改良調査管理事務所 | 企画課長 | ○ | ○ |
| 〃 | 東北農政局　平鹿平野農業水利事業所 | 工事第二課長 | ○ | |
| 〃 | 東北農政局　旭川農業水利事業所 | 工事第一課長 | ○ | |
| 〃 | 秋田県　生活環境部　環境保全課 | 環境保全課長 | ○ | ○ |
| 〃 | 秋田県　建設部　下水道マネジメント推進課 | 下水道マネジメント推進課長 | ○ | ○ |
| 〃 | 秋田県　農林水産部　農地整備課 | 農地整備課長 | ○ | ○ |
| 〃 | 秋田県　産業労働部　企業業務課 | 企業業務課長 | ○ | ○ |
| 〃 | 秋田県　産業労働部　玉川発電事務所 | 事務所長 | ○ | ○ |
| 〃 | 秋田県　産業労働部　秋田発電・工業用水道事務所 | 事務所長 | ○ | ○ |
| 〃 | 秋田県　秋田地域振興局　農林部 | 農林部長 | | ○ |
| 〃 | 秋田県　仙北地域振興局　農林部 | 農林部長 | ○ | ○ |
| 〃 | 秋田県　平鹿地域振興局　農林部 | 農林部長 | ○ | |
| 〃 | 秋田県　雄勝地域振興局　農林部 | 農林部長 | ○ | |
| 〃 | 秋田県　秋田地域振興局　建設部 | 建設部長 | | ○ |
| 〃 | 秋田県　秋田地域振興局　建設部　河川整備課（兼）旭川ダム管理事務所 | 課長(兼)事務所長 | | ○ |
| 〃 | 秋田県　秋田地域振興局　建設部　河川整備課　岩見ダム管理事務所 | チームリーダー（兼）事務所長 | | ○ |
| 〃 | 秋田県　仙北地域振興局　建設部 | 建設部長 | ○ | ○ |
| 〃 | 秋田県　仙北地域振興局　建設部　河川整備課　鎧畑ダム管理事務所 | チームリーダー（兼）事務所長 | ○ | ○ |
| 〃 | 秋田県　仙北地域振興局　建設部　河川整備課（兼）協和ダム管理事務所 | 課長(兼)事務所長 | ○ | ○ |
| 〃 | 秋田県　平鹿地域振興局　建設部 | 建設部長 | ○ | |
| 〃 | 秋田県　平鹿地域振興局　建設部　河川整備課（兼）大松川ダム管理事務所 | 課長(兼)事務所長 | ○ | |
| 〃 | 秋田県　雄勝地域振興局　建設部 | 建設部長 | ○ | |
| 〃 | 秋田県　雄勝地域振興局　建設部　河川整備課　皆瀬・板戸ダム管理事務所 | チームリーダー（兼）事務所長 | ○ | |
| 〃 | 秋田市　上下水道局　浄水課 | 副理事兼浄水課長 | | ○ |
| 〃 | 大仙市　上下水道局　水道課 | 水道課長 | ○ | |
| 〃 | 横手市　上下水道部　水道課 | 水道課長 | ○ | |
| 〃 | 湯沢市　建設部　上下水道課 | 上下水道課長 | ○ | |
| 〃 | 仙北市　建設部　上下水道課 | 上下水道課長 | ○ | |
| 〃 | 東北電力（株）電源立地部 | チームマネージャー | ○ | ○ |
| 事務局 | 東北地方整備局　湯沢河川国道事務所 | 流域治水課 | ○ | |
| 〃 | 東北地方整備局　湯沢河川国道事務所 | 河川管理課 | ○ | |
| 〃 | 東北地方整備局　秋田河川国道事務所 | 流域治水課 | | ○ |
| 〃 | 東北地方整備局　秋田河川国道事務所 | 河川管理課 | | ○ |

# ■雄物川水系渇水情報連絡会　渇水対応タイムライン



玉川ダム

EL=380.0m

EL=375.0m

EL=368.5m

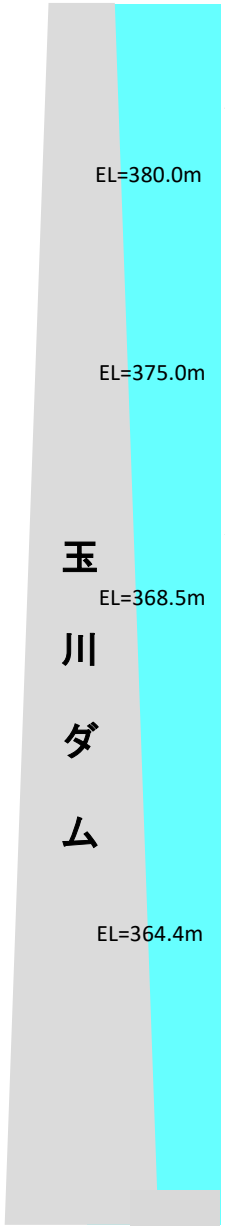
EL=364.4m

| 渇水のレベル | 玉川ダム貯水率 | 玉川ダムと田沢湖の補給比率 | 各機関の取組 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 渇水情報連絡会 | 玉川ダム群 | 河川管理者 | 秋田県・仙北市 |
| 通常時 | 貯水率<br>70%以上<br><br>貯水位<br>EL. 380. 0m以上 | 通常時の運用ルールによる補給比率 | **情報収集・情報共有**<br>◆ 定例会の開催<br>◆ 河川管理者、利水者、関係機関等の情報共有 | **適正な施設運用と情報発信**<br>◆ 雨量、貯水状況の監視<br>◆ ダム等の水管理情報の発信<br>**椿川地点等で流況悪化の場合、利水補給開始** | **適正な河川管理**<br>◆ 雨量、貯水状況の監視<br>◆ 適正な利水補給、河川環境の確認 | **住民への水資源の啓発**<br>◆ 水資源や節水に関する広報 |
| 渇水レベル1（渇水注意） | 貯水率<br>70%～50%<br>程度<br><br>貯水位<br>EL. 380. 0m未満 | 玉川ダム　80%<br>田沢湖　20%<br>玉川ダム / 田沢湖 | **情報収集・情報共有**<br>◆ 臨時会の開催<br>◆ 状況の把握 | **適正な施設運用と情報発信**<br>◆ 補給持続<br>◆ 雨量、貯水状況の監視（平年との比較等）<br>◆ ダム等の水管理情報の発信<br>**渇水注意レベルでの監視**<br>◆ 地すべり監視 | **適正な河川管理**<br>◆ 雨量、河川状況の監視（平年との比較等）<br>◆ 適正な利水補給、河川環境の確認 | **住民への水資源の啓発**<br>◆ 住民への水資源や節水の啓発 |
| 渇水レベル2（渇水警戒） | 貯水率<br>50%～30%<br>程度<br><br>貯水位<br>EL. 375. 0m未満 | 玉川ダム　52%<br>田沢湖　48%<br>玉川ダム / 田沢湖 | **情報共有・連携運用等の確認**<br>◆ 臨時会の開催<br>◆ 玉川ダム及び田沢湖の運用管理に関する調整会議等の協議内容の確認<br>◆ 田沢湖利用水深の確認<br>◆ 補給比率変更<br>◆ 節水等に対する備え | **渇水警戒レベルでの施設運用**<br>◆ 補給比率変更<br>◆ 雨量、貯水状況の監視<br>**渇水警戒レベルでの監視**<br>◆ 地すべり監視強化<br>◆ ｐＨ低下監視強化 | **渇水警戒レベルでの河川管理**<br>◆ 雨量、河川状況の監視<br>◆ 取水量の把握<br>**渇水警戒レベルでの監視**<br>◆ 節水の可能性等呼びかけ<br>◆ 水環境の変化確認 | **田沢湖の影響確認**<br>◆ 田沢湖の水位監視<br>◆ 田沢湖のｐＨ監視<br>◆ 水環境の変化確認<br>**住民への情報発信**<br>◆ 住民への広報<br>◆ 節水の可能性等呼びかけ |
| 渇水レベル3（異常渇水①） | 貯水率<br>30%～20%<br>程度<br><br>貯水位<br>EL. 368. 5m未満 | 取水量２０%節水<br>玉川ダム　30%<br>田沢湖　70%<br>玉川ダム / 田沢湖 | **連携運用、節水量等の調整**<br>◆ 臨時会の開催<br>◆ 玉川ダム及び田沢湖の運用管理に関する調整会議等の協議内容の確認<br>◆ 補給比率変更<br>◆ 水利用者への状況説明の推進<br>◆ 20%取水量節水協力要請<br>◆ 田沢湖等の水利用者の使用時期を踏まえた調整<br>◆ 水融通の調整 | **異常渇水レベルでの施設運用**<br>◆ 補給比率変更<br>◆ 雨量、貯水状況の監視<br>**異常渇水レベルでの監視**<br>◆ 地すべり監視強化<br>◆ ｐＨ低下監視強化 | **異常渇水レベルでの河川管理**<br>◆ 雨量、河川状況の監視<br>◆ 取水量の把握<br>**異常渇水レベルでの監視**<br>◆ 節水の呼びかけ<br>◆ 水環境の変化確認<br>◆ 河川巡視強化 | **田沢湖の影響確認**<br>◆ 田沢湖の水位監視<br>◆ 田沢湖のｐＨ監視<br>◆ 水環境の変化確認<br>**渇水対策の推進**<br>◆ 住民への広報<br>◆ 節水の呼びかけ<br>◆ 渇水体制 |
| 渇水レベル4（異常渇水②） | 貯水率<br>20%以下<br><br>貯水位<br>EL. 364. 4m未満 | 取水量<br>２０%節水<br>＋<br>更なる対応<br>玉川ダム　30%<br>田沢湖　70%<br>玉川ダム / 田沢湖 | **連携運用、節水量等の調整**<br>◆ 臨時会の開催<br>◆ 玉川ダム及び田沢湖の運用管理に関する調整会議等の協議内容の確認<br>◆ 給水車の準備、応援給水の検討や依頼<br>◆ 更なる渇水対策措置（更なる連携運用の調整、椿川地点の補給量の調整等）<br>◆ その他非常時対応 | **異常渇水レベルでの施設運用**<br>◆ 補給継続<br>◆ 貯水位低下予測<br>◆ 雨量、貯水状況の監視<br>**異常渇水レベルでの監視**<br>◆ 地すべり監視強化<br>◆ ｐＨ低下、濁水発生の監視強化 | **異常渇水レベルでの河川管理**<br>◆ 雨量、河川状況の監視<br>◆ 更なる渇水対策<br>**異常渇水レベルでの監視**<br>◆ 節水の呼びかけ<br>◆ 水環境の変化確認<br>◆ 河川巡視強化 | **田沢湖の影響確認**<br>◆ 田沢湖の水位監視<br>◆ 田沢湖のｐＨ監視<br>◆ 田沢湖湖岸監視<br>**渇水対策の強化**<br>◆ 住民や観光客への広報<br>◆ 更なる渇水対策強化<br>◆ 遊覧船運航確保のための調整 |

※　本タイムラインは渇水時の行動の目安とするため、過去の渇水対応を参考に作成したものであり、実際の対応は気象や水利用の状況により変わることがあります。

# ■雄物川水系渇水情報連絡会　渇水対応タイムライン






| 渇水のレベル | 玉川ダム貯水率 | 玉川ダムと田沢湖の補給比率 | 各機関の取組 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 農業用水（土地改良区等） | 都市用水（各水道・工業用水道） | 発電用水（秋田県、東北電力等） | 住民・事業者 |
| 通常時 | 貯水率 70%以上<br>貯水位 EL. 380. 0m以上 | 通常時の運用ルールによる補給比率 | 適正な施設管理と運用<br>◆ 取水・配水施設の整備・点検<br>◆ ダムの貯水率や河川流量の情報確認 | 適正な施設運用と情報発信<br>◆ 取水・送配水施設の整備・点検<br>◆ ダムの貯水率や河川流量の情報確認 | 適正な施設管理と運用<br>◆ 発電に係る設備の整備・点検<br>◆ ダム等の貯水率の情報発信や確認 | 平時からの節水<br>◆ 節水への関心を持つ<br>◆ 一般家庭や事業所での節水 |
| 渇水レベル１（渇水注意） | 貯水率 70%～50% 程度<br>貯水位 EL. 380. 0m未満 | 玉川ダム 80%<br>田沢湖 20%<br>玉川ダム／田沢湖 | 事前行動・情報収集<br>◆ 取水・配水施設の整備・点検<br>◆ ダムの貯水率や河川流量の情報確認<br>◆ 必要により番水取水の実施<br>◆ 用水路間の流量調整等の流水管理 | 事前行動・情報収集<br>◆ 取水・送配水施設の整備・点検<br>◆ ダムの貯水率や河川流量の情報確認<br>◆ 使用者への節水啓発 | 事前行動・情報収集<br>◆ 発電に係る設備の整備・点検<br>◆ ダム等の貯水率の情報発信や確認 | 節水・自治体からの情報確認<br>◆ 一般家庭や事業所での節水の推進 |
| 渇水レベル２（渇水警戒） | 貯水率 50%～30% 程度<br>貯水位 EL. 375. 0m未満 | 玉川ダム 52%<br>田沢湖 48%<br>玉川ダム／田沢湖 | 渇水警戒レベルでの節水・管理<br>◆ 取水・配水施設の整備・点検<br>◆ ダムの貯水率や河川流量の情報確認<br>◆ 必要により番水取水の実施<br>◆ 用水路間の流量調整等の流水管理 | 渇水警戒レベルでの施設運用<br>◆ 取水・送配水施設の整備・点検<br>◆ ダムの貯水率や河川流量の情報確認<br>◆ 渇水対策の検討開始<br>◆ 使用者への節水啓発 | 渇水警戒レベルでの施設運用<br>◆ 発電に係る設備の整備・点検<br>◆ ダム等の貯水率の情報発信や確認<br>◆ 渇水対策の検討開始 | 節水・自治体からの情報確認<br>◆ 一般家庭や事業所での節水の推進<br>◆ 自治体から発信された広報の確認及び内容の実施 |
| 渇水レベル３（異常渇水①） | 貯水率 30%～20% 程度<br>貯水位 EL. 368. 5m未満 | 取水量２０%節水<br>玉川ダム 30%<br>田沢湖 70%<br>玉川ダム／田沢湖 | 異常渇水レベルでの施設運用<br>◆ 取水・配水施設の整備・点検<br>◆ ダムの貯水率や河川流量の情報確認<br>◆ 番水取水の実施<br>◆ 用水路間の流量調整等の流水管理の強化 | 異常渇水レベルでの施設運用<br>◆ 取水・送配水施設の整備・点検<br>◆ ダムの貯水率や河川流量の情報確認<br>◆ 使用者への更なる節水啓発や節水依頼<br>◆ バルブ調整や水圧調整による節水開始 | 異常渇水レベルでの施設運用<br>◆ 発電に係る設備の整備・点検<br>◆ ダム等の貯水率の情報発信や確認<br>◆ 渇水対策のための運転調整 | 節水・自治体からの情報確認<br>◆ 自治体から発信された広報の確認及び内容の実施<br>◆ 一般家庭・事業所での節水の強化<br>◆ 断水に向けた準備 |
| 渇水レベル４（異常渇水②） | 貯水率 20%以下<br>貯水位 EL. 364. 4m未満 | 取水量２０%節水＋更なる対応<br>玉川ダム 30%<br>田沢湖 70%<br>玉川ダム／田沢湖 | 異常渇水レベルでの施設運用<br>◆ 取水・配水施設の整備・点検<br>◆ ダムの貯水率や河川流量の情報確認<br>◆ 取水障害への対応（ポンプ等での取水）<br>◆ 地下水の利用（地下水くみ上げによる対応）<br>◆ 利用者間での水融通 | 異常渇水レベルでの施設運用<br>◆ 取水・送配水施設の整備・点検<br>◆ ダムの貯水率や河川流量の情報確認<br>◆ 使用者への更なる節水依頼<br>◆ バルブ調整や水圧調整による節水<br>◆ 利用者間での水融通<br>◆ 代替水源確保の検討・調整 | 異常渇水レベルでの施設運用<br>◆ 発電に係る設備の整備・点検<br>◆ ダム等の貯水率の情報発信や確認<br>◆ 運転調整や停止 | 節水・自治体からの情報確認<br>◆ 自治体から発信された広報の確認及び内容の実施<br>◆ 最低限の水利用<br>◆ 広域的な暖水時の対応<br>◆ 渇水弱者の自主避難（公民館等へ） |

※　本タイムラインは渇水時の行動の目安とするため、過去の渇水対応を参考に作成したものであり、実際の対応は気象や水利用の状況により変わることがあります。

# 雄物川流域主な流況・ダムの貯水状況

令和8年6月12日　9:00　時点

田沢湖：248.31ｍ

※
玉川ダム：貯水率109.6%
（前日比－2.2%）

岩見ダム：貯水率63.8%
（前日比－0.3%）

協和ダム：貯水率72.5%
（前日比－1.3%）

鎧畑ダム：貯水率219%
（前日比-11%）

秋田工業用水道：ー

秋田市上水道第1-3取水口：ー

椿川：119.98(m3/s)(149%)

強首揚水機：ー

神宮寺：114.85(m3/s)(132%)

山城堰頭首工：ー

雄物川橋：8.79(m3/s)(78%)

大久保堰：ー

湯沢統合堰：ー

山田頭首工：ー

岩館：4.77(m3/s)(189%)

刈和野橋：120.34(m3/s)(135%)

長野：59.37(m3/s)(252%)

大曲橋：35.22(m3/s)(125%)

大松川ダム：貯水率72.1%
（前日比－1.0%）

皆瀬頭首工：ー

成瀬頭首工：ー

安養寺：3.88(m3/s)(91%)

岩崎橋：0.09(m3/s)(6%)

※
皆瀬ダム：貯水率70.8%
（前日比－3.5%）

※夏期制限水位後の利水貯水率

凡例：【河川流況】

地点名：流量（m3/s）（以下の比率）
流量（現在）/正常流量もしくは過去5年平均渇水流量が
100%以上：緑
50-100%：黄
25-50%：橙
25%以下：赤

凡例：【ダム貯水率】

ダム名：利水貯水率（%）（前日比%）
ダムの貯水率が
70%以上：緑
50-70%：黄
30-50%：橙
30%以下：赤

凡例：【田沢湖水位】

名称：水位（m）（前日比cm）
田沢湖水位が
247.4m(夏季制限水位)以上：緑
246m(平常時利用最低水位）-247.4m：黄
244.5m(遊覧船運航最低水位）-246m：橙
244m(異常渇水時利用最低水位）-244.5m：赤